

別記 1

## 提出書類一覧表

1 避難指示区域において実施する用地調査等業務共通仕様書に基づいて受注者が発注者に提出する書類

条項	名 称	様式	宛 名	提出先	提出期日	備 考
第 8 条 第 2 項	担当技術者通知書	第113号	発注者	監督職員	委託契約締結 後14日以内	
第13条	委託業務着手届		発注者	監督職員	委託契約締結 後遅滞なく	
第13条	主任技術者通知書		発注者	監督職員	委託契約締結 後遅滞なく	
第13条	照査技術者通知書		発注者	監督職員	委託契約締結 後遅滞なく	
第13条	委託業務完了届		発注者	監督職員	委託業務完了 後遅滞なく	
第16条 第 1 項	作業計画書		発注者	監督職員	委託契約締結 後14日以内	
第17条 第 2 項	用地調査等業務打合 せ記録簿	第112号	発注者	監督職員	打合せ後遅滞 なく	発注者、受注 者相互に確 認保管
第17条 第 4 項	用地調査等業務の施 行に関する承諾書	第114号	発注者	監督職員	承諾を受ける 必要が生じた とき	
第17条 第 5 項	用地調査等業務の施 行に関する協議書	第115号	発注者	監督職員	疑義が生じた とき	
第18条 第 4 項	貸与品等受領書	第 2 号	貸与品等引 渡通知書の 差出人	監督職員	貸与品等を受 領したとき	
第18条 第 5 項	貸与品等精算書	第 3 号	貸与品等引 渡通知書の 差出人	監督職員	業務完了後 3 日以内	

条項	名 称	様式	宛 名	提出先	提出期日	備 考
第18条 第5項	貸与品等返納書	第4号	貸与品等引渡通知書の差出人	監督職員	業務完了後3日以内	
第20条 第2項	障害物伐除報告書	第5号	発注者	監督職員	障害物を伐除したとき	
第23条 第1項	災害応急作業等手当整理簿	第6号 の2	発注者	監督職員	監督職員が指示したとき	
第26条 第2項	社内審査書	第116号	発注者	監督職員	委託業務完了後遅滞なく	
その他	監督職員が必要と認めたもの	適宜定める	発注者	監督職員	指定期日まで	指定部数

2 避難指示区域において実施する用地調査等業務共通仕様書に基づいて発注者が受注者に提出する書類

条 項	名 称	様 式	宛 名
第17条第3項	用地調査等業務の施行に関する指示書	第111号	受注者
第18条第3項	貸与品等引渡通知書	第1号	受注者

## 成果物一覧表

- 1 成果物の一覧は次のとおりとし、提出部数は正副各1部とする。  
ただし、事業認定申請図書等の作成に係る成果物については、正本1部、副本は各起業者において必要とする部数とする。
- 2 次表に定めのない様式及び提出部数の変更を行う場合は、特記仕様書又は監督職員の指示によるものとする。

### 第3章 権利調査

業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
建物登記記録の調査	第7号の1	建物の登記記録調査表（一覧）	A-4	建物登記簿を転写する。
	第7号の2	建物の登記記録調査表	A-4	建物登記簿の謄本又は抄本を必要とする場合は、特記仕様書で指示する。
		立木登記簿調査表		登記簿謄本又は抄本を添付する。
権利者の確認調査	第8号	権利者調査表（建物）		
	第9号	戸籍簿等調査表	A-4	名義人が相続に係る場合は、相続関係説明図及び相続関係を証する戸籍等の謄本又は抄本を全て添付する。
	第10号	相続関係説明図	A-4	
		法人登記簿又は商業登記簿		登記簿謄本又は抄本を添付する。
墓地管理者等の調査	第11号の1	墓地管理者調査表		
	第11号の2	墓地使用(祭し)者調査表		
	第11号の3	墓碑類調査表		
土地利用履歴等の調査	第12-1	土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書(1)、(2)		土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領参照
	第12-2			
	第12-3	法令関係資料調査表		
	第12-4	現況利用調査表		
	第12-5	履歴等聞き取り調査表		

## 第4章 土地評価

業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
土地評価	第15号	標準地評価格等総括表		
	第16号	標準地選定評価調査表	A-4	
	第17号の1～ 第23号の2	地域要因調査表及び算定表		
	第24号の1～ 第30号の2	個別的要因調査表及び算定表		
	第31号～ 第37号	地域格差認定基準表		
		個別格差認定基準表		
	第38号の 1、2	宅地収益価格調査表及び算定表		
	第39号	積算価格調査表及び算定表		
	第40号	造成事例調査表及び算定表		
	第41号の 1、2	比準地評価格調査表		
	第42号	残地補償額算定表	A-4	
	第43号	土地価格の調整前・調整後の比較表		

## 第5章 建物等の調査

業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
木造建物調査・積算		建物等の配置図	A-3	本規定により難しい場合は、適宜の大きさとする。
	第44号の 1、2	建物平面図 屋根伏図等	A-3	本規定により難しい場合は、適宜の大きさとする。
	第45号	木造建物調査表		
	第46号	木造建物数量計算書[外壁]	A-4	
	第47号	木造建物数量計算書[内壁]	A-4	
	第48号	木造建物数量計算書[床・天井]	A-4	

	第49号	木造建物数量計算書[金属製建具]	A-4	
	第50号	木造建物数量計算書[木製建具]	A-4	
	第51号	建物調査表〈補正率関係調査表〉		
	第52号	木造建物建築直接工事費計算書	A-4	
	第55号	工事工程表	A-4	
非木造建物・木造特殊建物調査・積算	第57号	工事内訳明細書 総括表		
	第58号	工事工程表	A-4	
		数量計算書	A-4	
		構造計算書	A-4	
		(建築図面)	A-0~ A-3	
		建物概要		
		平面図		
		断面図		
		杭地業想定設計図		
		根切想定設計図		
		上部く体現状図		
		矩形図		
		立面図		
		写真方向撮影図		
		配置図		
		展開図		
		仕上表		
		面積表		
		建具表		
		その他図面		
		(建築設備図面)	A-0~ A-3	
		○電気設備		

		器具一覧表		
		器具配置図		
		受変電設備図		
		幹線系統図		
		動力設備系統図		
		○給排水衛生設備		
		器具一覧表		
		器具配置図		
		消火設備系統図		
		汚水処理設備図		
		その他図面		
		○空気調和設備		
		器具一覧表		
		器具配置図		
		その他図面		
		○昇降設備		
		諸元表		
		その他図面		
		○その他設備		
		必要図面		
建物算定	第53号の1	建物移転料算定表 〔再築工法〕		
	第53号の2	建物移転料算定表 〔改造工法〕		
	第53号の3	建物移転料算定表 〔復元工法〕		
	第53号の4	建物移転料算定表 〔除却工法〕		
	第54号	木造建物建築直接 工事費計算書 〔曳家工法〕	A - 4	
	第54号の1	建物移転料算定表 〔曳家工法〕		
	第56号	木造建物解体直接 工事費計算書		

	第56号の1	廃材運搬費・ 廃材処分費計算表		
	第56号の2	廃材運搬費及び廃 材処分費内訳書		
	第56号の3	廃材運搬費及び廃 材処分費内訳書 (工作物)		
照応建物の詳細設計等	第59号の1	計画概要表 (検討資料)	A-4	
	第59号の2	計画概要表	A-4	
	第59号の3	計画概要比較表	A-4	
	第59号の4	面積比較表		
工作物(生産設備)の調 査・積算		平面図、立面図、 構造図、断面図そ の他補償金額積算 上必要とする図書	A-0~ A-3	
工作物(附帯工作物)の 調査・積算	第60号の1 の1	附帯工作物調査表 の1		
	第60号の1 の2	附帯工作物補償額 算定書		
工作物(機械設備)の調 査・積算		平面図、立面図、 構造図、断面図そ の他補償金額積算 上必要とする図書	A-3	
	第60号の2 の1	機械設備調査表 の1		
	第60号の2 の2	機械設備調査表 の2		
	第60号の 3	機械設備算定内訳 書(総括表)		
	第60号の 4	機械設備算定内訳 書(復元工事費又 は再築工事費)		
	第60号の 5	機械設備算定内訳 書(撤去費)		
	第60号の 6	機械設備直接工事 費明細書		
	第60号の	機械設備据付工数		

	7	等計算書		
	第 60 号の 8	機械設備運搬台数 計算書		
	第 60 号の 9	機械設備見積比較 表		
立竹木の調査・積算	第 61 号の 1	立竹木調査表		立竹木調査算定要領参照
	第 61 号の 2	立竹木算定表		
	第 62 号	管理程度補正判定 表		
庭園の調査・積算		庭園調査表		上記の工作物調査表及び 立竹木調査表によること ができる。
墳墓等の調査・積算		墓碑類調査表	A-4	改葬の補償及び祭し料調 査算定要領参照  特殊の形状又は構造を有 するものについては見取 図を作成する。
	第 63 号	改葬補償金算定書		

## 第 6 章 営業その他の調査

業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
営業の調査・積算	第 64 号	営業調査総括表		営業補償調査算定要領参 照
		事業概要説明書		
		各種調査資料		各種資料の写し
	第 65 号	従業員調査表		
		売場及び工場配置 図		
		設備機械器具調査 表		
		生産及び販売実績 調査表		
		受注又は顧客動向 調査表		
		在庫率及び回転率		



	調査表		
	得意先喪失調査表		
	移転広告費調査表		
	営業の権利調査表		
	固定資産及び流動 資産調査表		
第 66 号	仕入先調査表		
第 67-1 号	営業補償金算定書 (営業廃止の補償)		
第 67-2 号	営業補償金算定書 (営業休止の補償)		
第 67-3 号	営業補償金算定書 (営業規模縮小の 補償)		
第 67-4 号	従業員に対する休 業手当相当額算定 書		
第 67-5 号	得意先喪失補償額 算定書(1)		製造業
第 67-6 号	得意先喪失補償額 算定書(2)		建設業
第 67-7 号	得意先喪失補償額 算定書(3)		卸・小売業
第 67-8 号	得意先喪失補償額 算定書(4)		飲食・サービス業
	営業所及び営業概 要書		
	営業補償方法認定 書		
第68号	移転工法別経済比 較表		
第69号	認定収益額算定表		
第70号	固定的経費内訳表		
第71号	固定的経費付属明		

		細表		
	第72号	固定資産の売却損 補償内訳表		
	第73号	費用分解一覧表		
	第74号	移転広告費等内訳 表		
	第75号	損益計算書比較表		
		移転工程表		工事工程表を参考に作成 する。
居住者調査	第76号	居住者調査表 (自家・家主)		
	第77号	居住者調査表 (借家・借間)		
動産調査・積算	第78号	動産調査表		動産移転料調査算定要領 参照
	第79号	動産移転料算定書		
その他通常生じる損失 補償金額積算	第80号の1	仮住居補償金調査 算定書		
	第80号の2	仮住居補償金調査 算定書		
	第80号の3	仮倉庫補償金調査 算定書		
	第80号の4	標準家賃単価算出 表(月額)		
	第81号の1	家賃調査表		
	第81号の2	家賃減収補償金算 定書		
	第82号	借家人補償金調査 算定書		
	第83号	祭し料算定書		
	第84号	移転雑費補償金算 定書		
	第84号 別表1	別表1 現地の敷 地及び建物等		
	第84号 別表2	別表2 設計及び 工事監理に要する 費用		

## 第7章 消費税等調査

業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
消費税等調査	第85号	消費税等調査表	A-4	
		消費税等調査表 (表1-1、1-2、2)	A-4	
	第86号	申出書		
	第87号	消費税等相当額算 定調書 〔建物移転料等の 通常生じる損失の 補償〕		
	第89号	消費税等相当額算 定調書 【公共補償】		

## 第8章 予備調査

## 第9章 移転工法案の検討

業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
予備調査・移転工法案 の検討	第90号	移転計画案検討概 要書（企業概要）	A-4	
	第91号	移転工法（計画） 案検討概要書	A-4	
	第92号	移転工法（計画） 各案の比較表	A-4	
	第59号の1	計画概要表 （検討資料）	A-4	
	第59号の2	計画概要表	A-4	
	第59号の3	計画概要比較表	A-4	
	第59号の4	面積比較表		

## 第 1 1 章 補償説明

業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備 考
補償説明	第93号	補償金総括表		
	第94号	土地所有権の補償に関する内訳表		
	第95号	土地に関する所有権以外の権利の補償に関する内訳表		
	第96号	土地に関する権利以外の補償に関する内訳表		
		補償契約書		
		登記承諾書等		請求書を含む。
		補償額調書		
	第97号	補償説明記録簿		

## 第 1 2 章 事業認定図書等の作成

業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備 考
事業認定申請図書等の作成		事業認定申請図書		
		事業計画書		
		起業地の位置図	B-5折 1/25000	市販地図
		起業地、事業計画及び法第4条地に規定する土地を表示する図面	B-5折 1/1000	
		標準横断図	B-5折 1/1000	
		縦断図	B-5折 1/1000 1/100	
		主要な施設の構造図	B-5折 1/100 1/200	
	第98号	法第4条地に規定する土地に関する調書		

	第99号	法令の規定による制限のある土地に関する調書		
	第100号	法第4条地に規定する土地の管理者の意見書	照会文	
			回答文	
	第101号	法令の規定による制限のある土地に関する行政機関の意見書	協議文	
			回答文	
	第102号	関連事業を施行する必要があることを証する書面	協議文	
			回答文	
	第103号	事業の施行に関して行政機関の許可等があったことを証する書面	協議文	
			回答文	
		改修等状況図等	B-5折 1/5000	
	第104号	用地取得状況表		
		状況写真	適宜	
		比較ルート調書		
		比較ルート図面	B-5折	
		交通量、流量等の積算根拠	B-5折	
		都市計画図	B-5折	
		裁決申請書		
		明渡裁決申立書		

### 第 1 3 章 地盤変動影響調査等

業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
地盤変動影響調査等		調査区域位置図		地盤変動影響調査算定要 領参照
		調査区域平面図		
		建物等調査一覧表		
		建物等調査書		
		損傷調査書		
		建物等の費用負担 額算定書		

### 第 1 4 章 写真台帳の作成

業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
写真撮影	第108号	写真台帳		ネガは市販のネガフィル ムに収納し、業務名、調 査場所名を表示する。 写真のサイズは約 8 cm × 11cmとする。

### 第 1 5 章 物件調書の作成

業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
物件調書の作成	第110号	物件調書	A - 4	

### 第 1 6 章 被災建物等の調査算定

業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
地盤変動影響調査等	第117号	木造建物移転料計 算書（構外再築） （被災建物用）		
	第118号	木造建物移転料計 算書（構内再築） （被災建物用）		
	第119号の 1～6	木造建築物の被災 度区分判定調査表		
	第120号の 1、2	鉄骨造建築物の被 災度区分判定調査 表		
	第121号の 1～3	鉄筋及び鉄骨鉄筋 コンクリート造建 築物の被災度区分 判定調査表		

## 事業認定申請図書等作成要領

### 第1章 事業認定申請図書（案）の作成

（事業認定申請書（案）の作成）

第1条 受注者は、事業認定申請書（案）、添付書類目録（案）を作成するものとする。

- 一 事業認定申請書（案）は次に掲げる事項を記載すること。
  - イ 起業者の名称
  - ロ 事業の種類
  - ハ 収用又は使用の別を明らかにした起業地
  - ニ 事業の認定を申請する理由
- 二 前項の申請書（案）には、次号に掲げる書類を添付するものとし、添付書類目録（案）は、事業認定申請書に添付する書類の順序により記載する。
  - イ 事業計画書（案）
  - ロ 起業地及び事業計画を表示する図面
  - ハ 関連事業に関する協議書（案）
  - ニ 法第4条地に関する調書（案）、図面及び当該土地の管理者の意見書（案）
  - ホ 法令制限地に関する行政機関の意見書（案）
  - ヘ 事業施行権限に関する行政機関の意見書（案）

（事業計画書（案）の作成）

第2条 受注者は、次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書（案）を作成するものとする。

- 一 事業計画の概要
- 二 事業の開始及び完成の時期
- 三 事業に要する経費及びその財源
- 四 事業の施行を必要とする公益上の理由
- 五 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
- 六 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

（位置図作成）

第3条 受注者は、次の各号により起業地の位置を表示する図面を作成するものとする。

- 一 国土地理院発行の縮尺25,000万分の1（ない場合は縮尺50,000万分の1）の地形図を用い、原則として赤色で起業地を着色し、表示すること。
- 二 起業地の起点、終点の所在（字まで）を記載すること。
- 三 主要な河川、道路等の名称を記載すること。

（起業地表示図作成）

第4条 受注者は、次の各号により起業地を表示する図面を作成するものとする。

- 一 地形図（事業計画平面図を併用）には、「収用部分」は薄い黄色、「使用の部分」は薄い緑色、「収用し、又は使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件」があるときは、これらの物件が存する土地の部分は薄い赤色で範囲を明確に着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを図示するものとする。  
縮尺は、1,000分の1を標準とし、100分の1から3,000分の1の範囲内とする。
- 二 前号の図面には県、郡、市、町、村、大字、小字の境界を記入し、かつ、その名称を記入して、起業地がどの字内にあるかということを明確にすること。
- 三 主要な河川、道路等の名所を記載すること。

（法第4条地等の関係機関調査）

第5条 受注者は、関係官公署、事業所等において、事業を施行する土地（以下「起業地」という。）に存する施設等について、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- 一 法第4条に規定する土地（以下「法第4条地」という。）等の区域及び法令条項
  - 二 土地利用について法令の規定による制限がある土地（以下「法令制限地」という。）等の区域及び法令条項
  - 三 事業の施行に関して行政機関の許認可等を必要とする場合、その土地等の区域及び法令条項等
- 2 受注者は、関係機関等から意見の申し出があったときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し、協議するものとする。

（法第4条地の物件精査）

第6条 受注者は、前条の関係機関調査に基づき、すみやかに現地において確認及び調査を行うものとする。

（法第4条地表示図作成）

第7条 受注者は、第5条第1項及び第6条の調査結果に基づき、第4条の起業地表示図に法第4条地の種類別に法第4条第1号に規定する色以外を用いて適宜着色（凡例を添付すること。）して、当該土地を明らかにし、かつ、番号等を付して明確に表示するものとする。

2 前項の番号等は、第10条に規定する調書の番号等と整合させるものとする。

（法令制限地表示図作成）

第8条 受注者は、第5条第1項及び第6条の調査結果に基づき、第4条の起業地表示図と同一の図面を使用し、法令制限地の種類別に区域線、引出し線及び補助線等により、当該土地を明らかにし（凡例を添付すること。）、かつ、番号等を付して明確に表示するものとする。

2 前項の番号等は、第10条に規定する調書（案）の番号等と整合させるものとする。

（関連事業表示図作成）

第9条 受注者は、関連事業について第4条の起業地表示図に番号等を付して、その範囲を明確に表示するものとする。

2 前項の番号等は、第13条に規定する協議書の番号等と整合させるものとする。

（法第4条地等調書（案）作成）



第10条 受注者は、第7条の法第4条地表示図及び第8条の法令制限地表示図に基づき番号等を付して、それぞれ所在、施設、面積等を明らかにした調書（案）（様式第98号、様式第99号）を作成するものとする。

（管理者の意見照会書（案）の作成）

第11条 受注者は、起業地内にある法第4条地について、各管理者ごとに第3条の位置図、第4条の起業地表示図、第7条の法第4条地表示図及び前条の調書を調整し、法第18条第2項第4号の意見照会書（案）（様式第100号）を作成するものとする。

（法令制限地に関する意見照会書（案）の作成）

第12条 受注者は、起業地内にある土地の利用について法令による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関ごとに、第3条の位置図、第4条の起業地表示図、第8条の法令制限地表示図及び第10条の調書（案）を調整し、法第18条第2項第5号の意見照会書（案）（様式第101号）を作成するものとする。

（関連事業に関する協議書（案）の作成）

第13条 受注者は、関連事業について、本来の管理者ごとに第3条の位置図、第9条の関連事業表示図を調整し、法第18条第2項第3号の協議書（案）（様式第102号）を作成するものとする。

（事業施行に関する意見照会書（案）の作成）

第14条 受注者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分が必要な場合には、法第18条第2項第6号（様式第103号）の意見照会書（案）を作成するものとする。

（改修等状況図等の作成）

第15条 受注者は、次の各号により改修等状況図等を作成するものとする。

- 一 縮尺5,000分の1から25,000分の1の図面を使用すること。
- 二 申請区間が全体計画の一部であるときは、全体計画についても表示すること。

（用地取得状況表の作成）

第16条 受注者は、申請時点における用地取得状況表（様式第104号）を作成するものとする。

（状況写真等の作成）

第17条 受注者は、起業地の状況、あい路等を撮影し、整理のうえ、撮影方向とともに比較ルート図等に貼付けるものとする。

（その他参考となる資料の作成）

第18条 受注者は、監督職員の指示を受け、事業認定申請書（案）の補足資料、その他参考となる資料の作成を行うものとする。

（作成部数）

第19条 事業認定申請書の作成部数は、原則として土地収用法施行規則第2条に規定する部数に2を加えた部数とする。

2 前項に定める部数以上の申請図書が必要となった場合は、監督職員と協議して必要部数を定めるものとする。

## 第2章 裁決申請図書（案）の作成

（裁決申請図書（案）の作成）

第20条 受注者は、監督職員の指示により、法第40条に規定する裁決申請書（案）を土地収用法施行規則第16条に定められた様式（別記様式第10）に従い作成するものとする。

（事業計画書（案）の作成）

第21条 受注者は、既に、告示があった事業認定の申請書に添付した事業計画書を参考とし、監督職員の指示を受け事業計画書（案）を作成するものとする。

（起業地及び事業計画を表示する図面等の作成）

第22条 受注者は、次の各号による外、監督職員の指示を受け、位置図及び起業地及び事業計画を表示する図面を作成するものとする。

### 一 位置図

告示された事業認定申請書に添付した位置図と同一の縮尺の図面を用いて作成するものとする。

### 二 起業地及び事業計画を表示する図面

起業地及び事業計画を表示する図面は、前号と同様とする。

ただし、図面の着色に当たっては、「起業地」の範囲を薄い黄色（「使用の部分」は薄い緑色とする。）で、又、このうち「裁決申請しようとする土地」については、その土地の範囲を薄い赤色で着色する。

（法第40条第1項第2号に掲げる事項を記載した書類の作成）

第23条 受注者は、法の定めに従って、収用し、又は使用しようとする土地の存する市町村別に、次の各号を記載した書類を作成するものとする。

### 一 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

### 二 収用し、又は使用しようとする土地の面積（土地が分割されることになる場合においては、その全部の面積を含む。）

### 三 土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

### 四 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

### 五 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳

### 六 権利を取得し、又は消滅させる時期

（施行規則第17条第2号イの規定による証明書（案）の作成）

第24条 受注者は、法第40条第2項により不明裁決を申請する場合は、監督職員の指示により、証明書（案）を作成するものとする。

（土地調書（案）の作成）

第25条 受注者は、法第36条に規定する土地調書（案）を土地収用法施行規則第14条に定められた様式（別記様式第8）に従い作成するものとする。

2 受注者は、監督職員の指示を受け、「収用の部分」は薄い赤色で、「使用の部分」は薄い緑色で、実測平面図に着色（凡例を付記すること。）し、土地調書（案）に添付するものとする。

一 縮尺は250分の1とする。

ただし、やむを得ない場合は、縮尺100分の1から1,000分の1程度で作成する。

3 土地調書（案）に記載する土地の面積の端数処理は、地目にかかわらず、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位とする。

### 第3章 明渡裁決申立書（案）の作成

（明渡裁決申立書（案）の作成）

第26条 受注者は、監督職員の指示により、法第47条の3に規定する明渡裁決申立書（案）を、土地収用法施行規則第17条の7に定められた様式（別記様式第10の3）を作成するものとする。

（法第47条の3第1項第1号に掲げる事項を記載した書類の作成）

第27条 受注者は、法の定めに従って、市町村別に次の各号を記載した書類を作成するものとする。

一 土地の所在、地番及び地目

二 土地にある物件の種類及び数量（物件が分割されることになる場合においては、その全部の数量を含む。）

三 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

四 法第40条第1項第2号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内訳

五 土地もしくは物権の引渡し又は物件の移転期限

（物件調書（案）の作成）

第28条 受注者は、法第36条に規定する物件調書（案）を、土地収用法施行規則第15条に定められた様式（別記様式第9）に従い作成するものとする。

2 受注者は、次の各号によるほか、監督職員の指示を受け、配置図等の図面を作成するものとする。

一 縮尺は100分の1とする。

ただし、やむを得ない場合は、縮尺50分の1から500分の1程度で作成する。

二 物件の番号は、収用し、又は使用しようとする土地にかかわらず、建物、工作物、立竹木等の順番に通し番号を付すこととし、前条第4号に規定する書類と符号させること。

三 建物については、建物平面図（求積した建て面積、延べ面積、耐用年数、その他利用の状況等を付記）等を建物1棟ずつ作成する。

### 第4章 その他参考となる資料の作成

(その他参考となる資料の作成)

第29条 受注者は、次の各号によるほか、監督職員の指示を受け、裁決申請書（案）及び明渡裁決申立書（案）の説明資料として、別冊で作成するものとする。

- 一 申請地の土地登記簿謄本（写）、建物登記簿謄本（写）
- 二 用地交渉の経緯の説明書（未取得地の理由等を明らかにすること。）
- 三 土地所有者及び関係人の住民票（写）（法人の場合は法人登記簿謄本（写））
- 四 登記名義人死亡の場合は、相続関係を説明するのに必要な戸籍関係書類及び相続関係説明図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料
- 六 事業認定告示の官報の写し
- 七 手続開始告示の県報の写し
- 八 収用等の対象地及び周辺の写真

## 土地評価業務要領

(総 則)

第1条 この要領は、東北地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地を取得等するにあたって、取得等する土地の更地としての正常な取引価格の算定を行う業務（以下「土地評価業務」という。）に適用するものとし、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める不動産の鑑定評価は含まないものとする。

(土地評価業務の内容)

第2条 土地評価業務の内容は、次の各号に定める業務とする。

- 一 地域区分及び標準地選定等業務
- 二 標準地価格の算定業務
- 三 各画地の評価算定業務
- 四 残地補償算定業務
- 五 評価格の調整業務

(土地評価の基準)

第3条 前条の土地評価業務は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- 一 国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日国土交通省訓令第76号）
- 二 国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成15年8月5日国総国調第57号）
- 三 国土交通省損失補償取扱要領（平成15年8月5日国総国調第58号）別記1 土地評価事務処理要領
- 四 土地評価事務処理細則（昭和62年1月8日建設省経整発第3号）
- 五 その他監督職員が指示するもの

(地域区分及び標準地選定等)

第4条 地域区分及び標準地選定等業務は、前条に掲げる基準（以下「土地評価関係規程」という。）に基づく、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

- 一 用途地域及び同一状況地域の区分の検討
- 二 同一状況地域に係る標準地の選定
- 三 取引事例地等土地評価資料の選定
- 四 その他監督職員が指示すること

2 受注者は、前項の業務を行うに当たっては、あらかじめ監督職員と協議し、監督職員の指示を受けて実施するものとする。

3 地域区分及び標準地選定等に係る様式は、様式第16号～様式第37号とする。

(標準地価格の算定)

第5条 受注者は、前条で作成した資料及び第3条に定める土地評価の基準を適用して標準地の価格の算定を行うものとし、算定した標準地価格と不動産鑑定評価格及び地価公示標準地、基準地を基準とした評価格との整合を図るものとする。

2 標準地価格の算定に係る様式は、様式第15号～様式第16号とする。

(添付図面の作成)

第6条 標準地選定評価調査表には、次の各号に作成した図面を添付するものとする。

一 位置図

25,000分の1又は50,000分の1の図面を使用し、取得しようとする地域を赤色で表示する。

二 地域分析図

イ 原則として、5,000分の1又は10,000分の1の縮尺のものを用い、取得区域を明らかにすること。

ロ 用途的地域の区分を明確にし、宅地地域を赤色、宅地見込地を桃色、田地地域を緑色、畑地地域を黄色、林地地域を茶色、その他の地域を適宜の色により着色する。

ハ 標準地は位置を表示したうえ、番号を付すとともに、**標**により、赤色で表示すること。

ニ 事例地等は、位置を表示したうえ、番号を付すとともに、補正後の価格を記入すること。

三 標準地画地図及び事例地画地図

イ 標準地画地図は、間口及び奥行を付記すること。

ロ 事例地画地図は、間口及び奥行を付記すること。

ハ 上記イ、ロの画地図には標準地番号、事例地符号、所在地番、現況地目、付近の街路条件等、縮尺、方位等を掲載すること。

(各画地の評価格算定)

第7条 各画地の評価格算定業務は、土地評価関係規程に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

一 取得地の個別的要因の調査及び分析

二 取得地の標準地に対する個別的要因格差率による比準価格の算定

三 その他監督職員の指示すること

2 受注者は、前項の業務を行うに当たっては、あらかじめ監督職員と取得地に係る地域の種別、標準地の個別的要因その他必要な事項について協議し、監督職員の指示を受けて実施するものとする。

3 各画地の評価格算定に係る様式は、様式第41号の1、2とする。

なお、取得地の評価に必要な個別的要因調査表及び算定表は、第4条に定める様式を準用し、標準地選定評価調査表に添付するものとする。

(残地補償額の算定)

第8条 残地補償算定業務は、土地評価関係規程に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

一 残地の個別的要因の調査及び分析

二 残地価格の算定

### 三 その他監督職員の指示すること

2 受注者は、前項の業務を行うに当たっては、あらかじめ監督職員と残地に係る個別的要因その他必要な事項について協議し、監督職員の指示を受けて実施するものとする。

3 残地補償額算定調査表の作成に係る様式は、様式第42号とする。

なお、残地の評価に必要な個別的要因調査表及び算定表は、第4条に定める様式を準用し、残地補償額算定表に添付するものとする。

#### (調整価格の算定)

第9条 調整価格とは、土地等の取得等を行うに当たり、起業者の判断により標準地から評価した土地の評価価格を調整した価格をいい、その算定に当たっては、あらかじめ監督職員と協議し、その指示を受けて実施するものとする。

2 調整価格の算定に係る様式は、様式第43号とする。

別記 5

身 分 証 明 書



別記様式

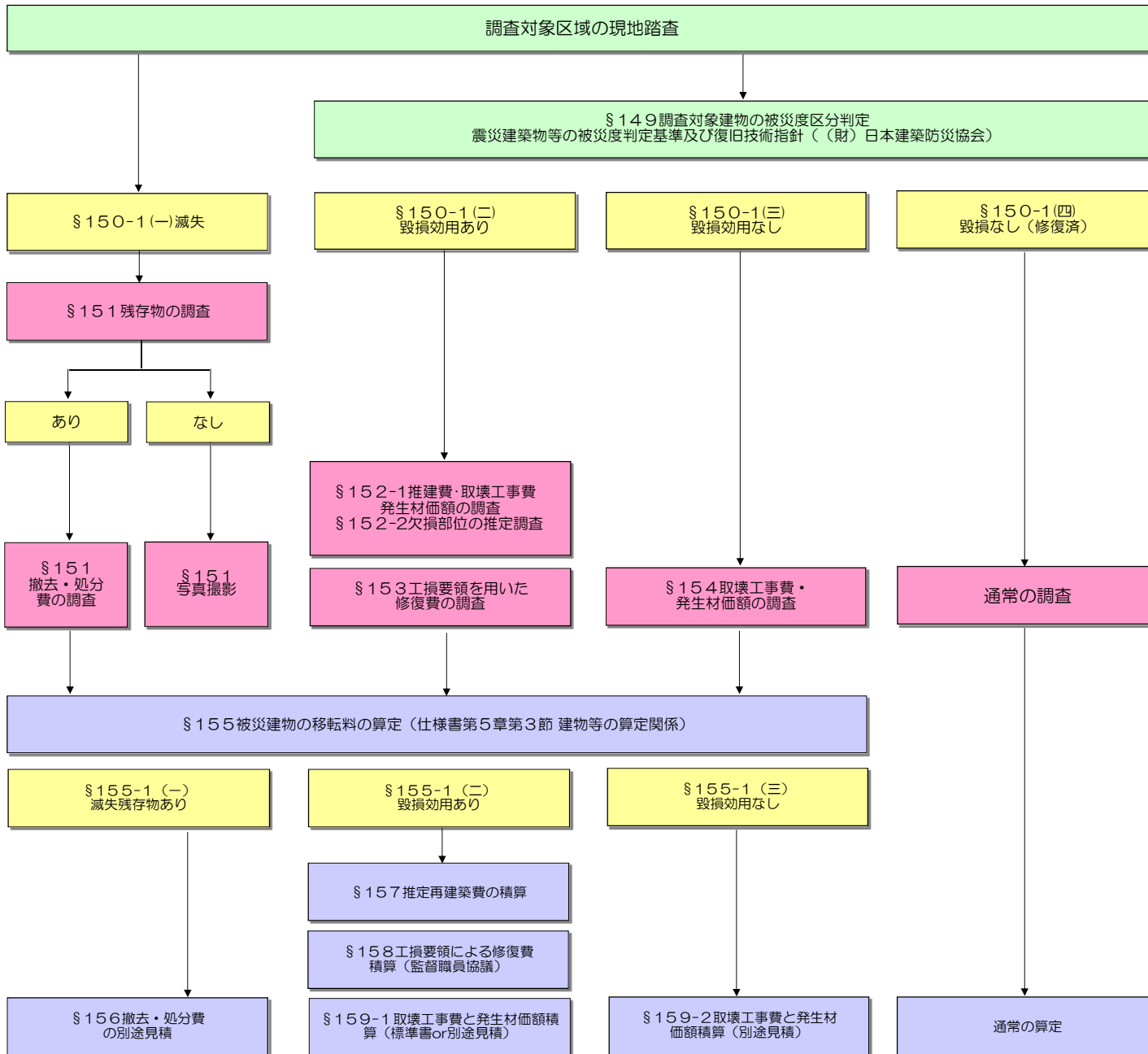
表

第	号			
身 分 証 明 書				
受注者	住所			
	名称			
	役職及び氏名			
上記の者は、用地調査等業務委託契約に基づき、用地調査等業務を行う者であることを証明する。				
有効期限	自	年	月	日
	至	年	月	日
発行日		年	月	日
発行者	住所			
	(事務所長)	⑩		

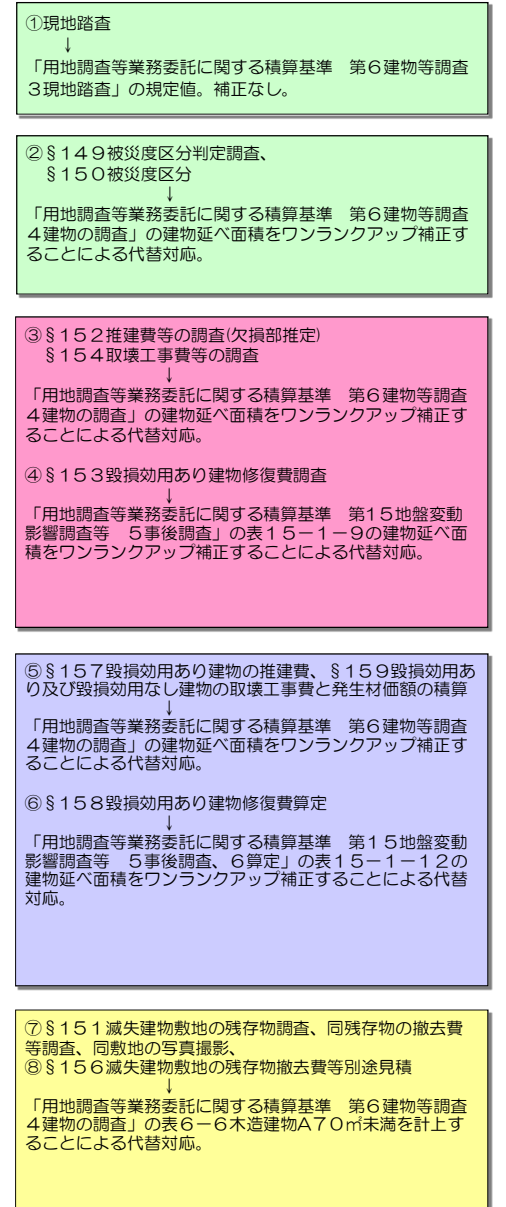
裏

- 1 本証は、公印、日付のないものは無効とする。
- 2 有効期限を経過したとき、又は用地調査等業務委託契約が解除されたとき等不用となったときは、ただちに返還すること。
- 3 役職、氏名に変更があったとき、又は受注者の住所・名称に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

# 被災建物等の調査等に係るイメージフロー【建物】

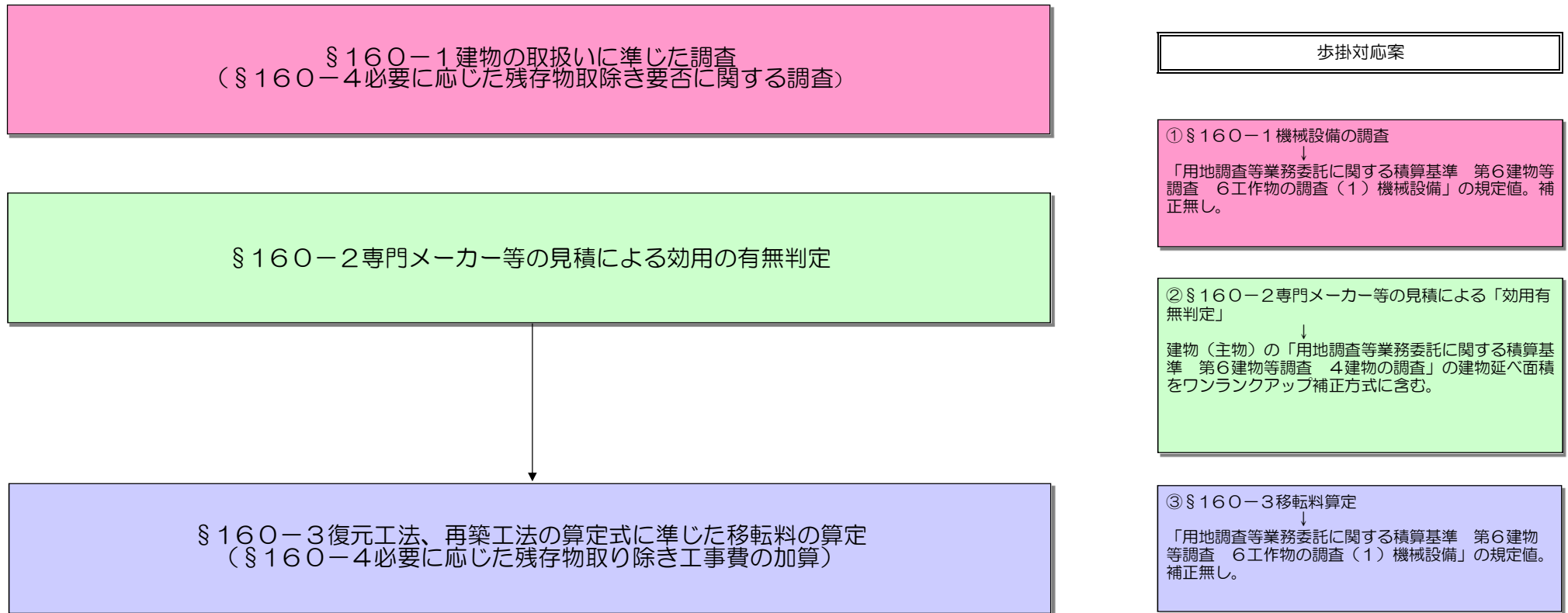


## 歩掛対応案（木造を例として）



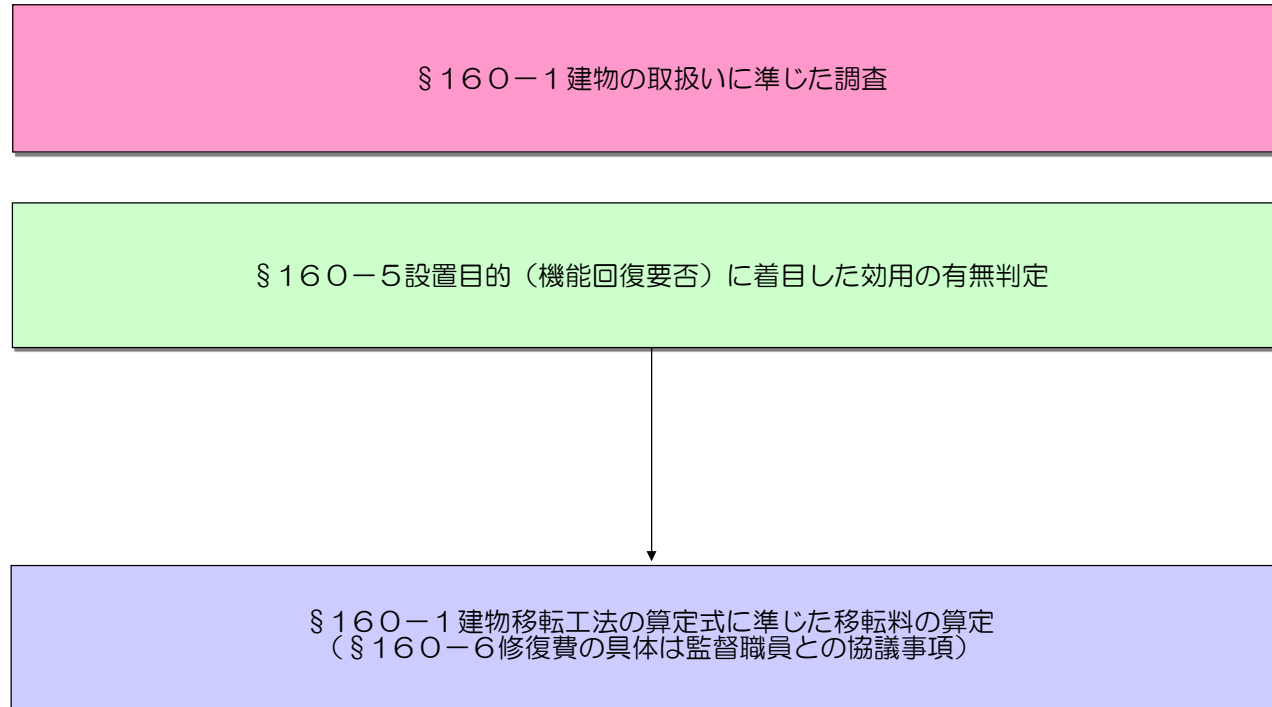
# 被災建物等の調査等に係るイメージフロー【機械設備】

別記7



# 被災建物等の調査等に係るイメージフロー【附帯工作物】

別記8



歩掛対応案

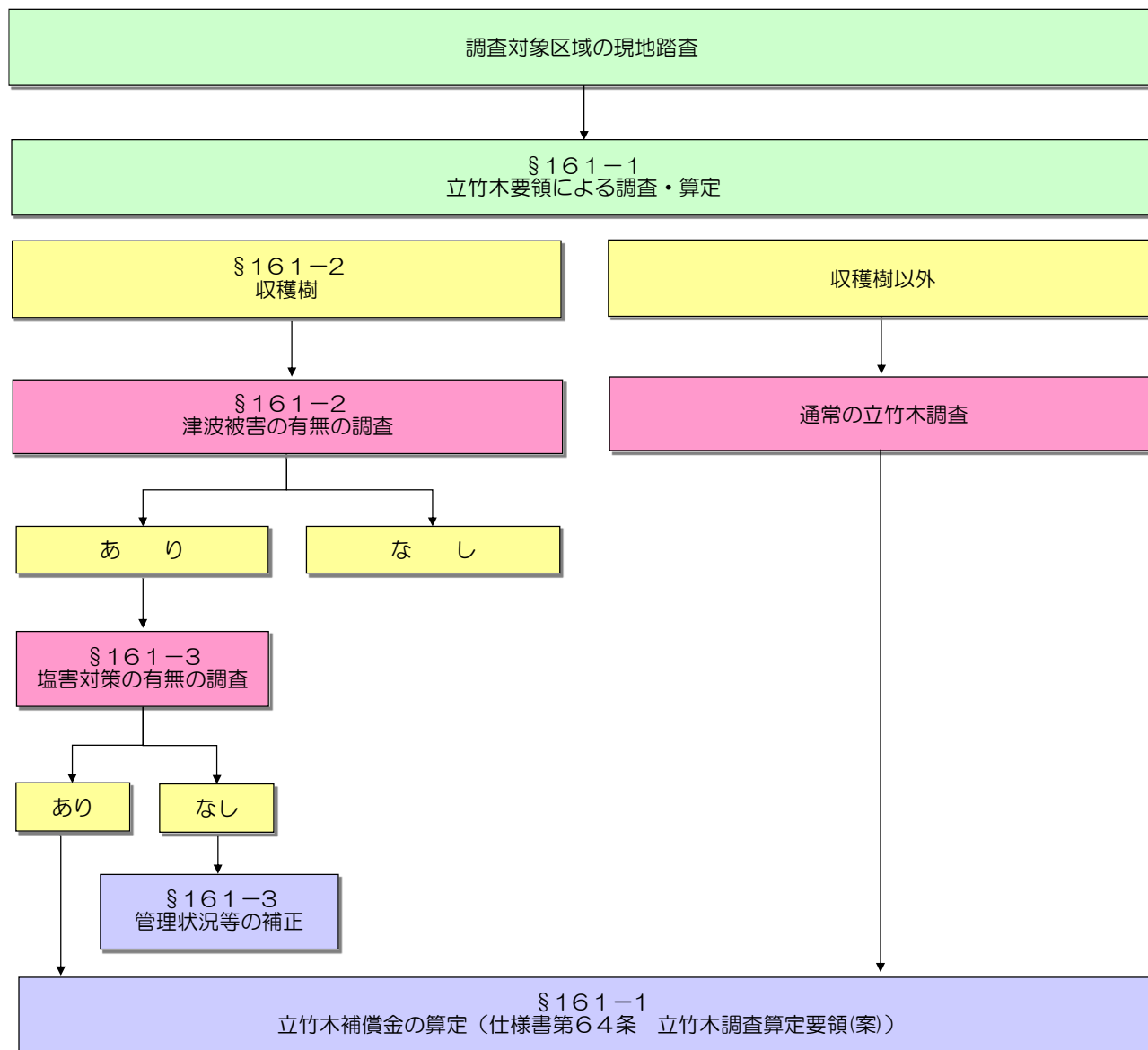
① §160-1 工作物の調査  
↓  
「用地調査等業務委託に関する積算基準 第6建物等調査 6工作物の調査 (3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）」の規定値。補正無し。

② §160-5 設置目的（機能回復要否）着目の「効用有無判定」  
↓  
建物（主物）の「用地調査等業務委託に関する積算基準 第6建物等調査 4建物の調査の建物延べ面積をワンランクアップ補正方式」を含む。

③ §160-1、  
§160-6 移転料算定  
↓  
「用地調査等業務委託に関する積算基準 第6建物等調査 6工作物の調査 (3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）」の規定値。補正無し。

# 被災建物等の調査等に係るイメージフロー【立竹木】

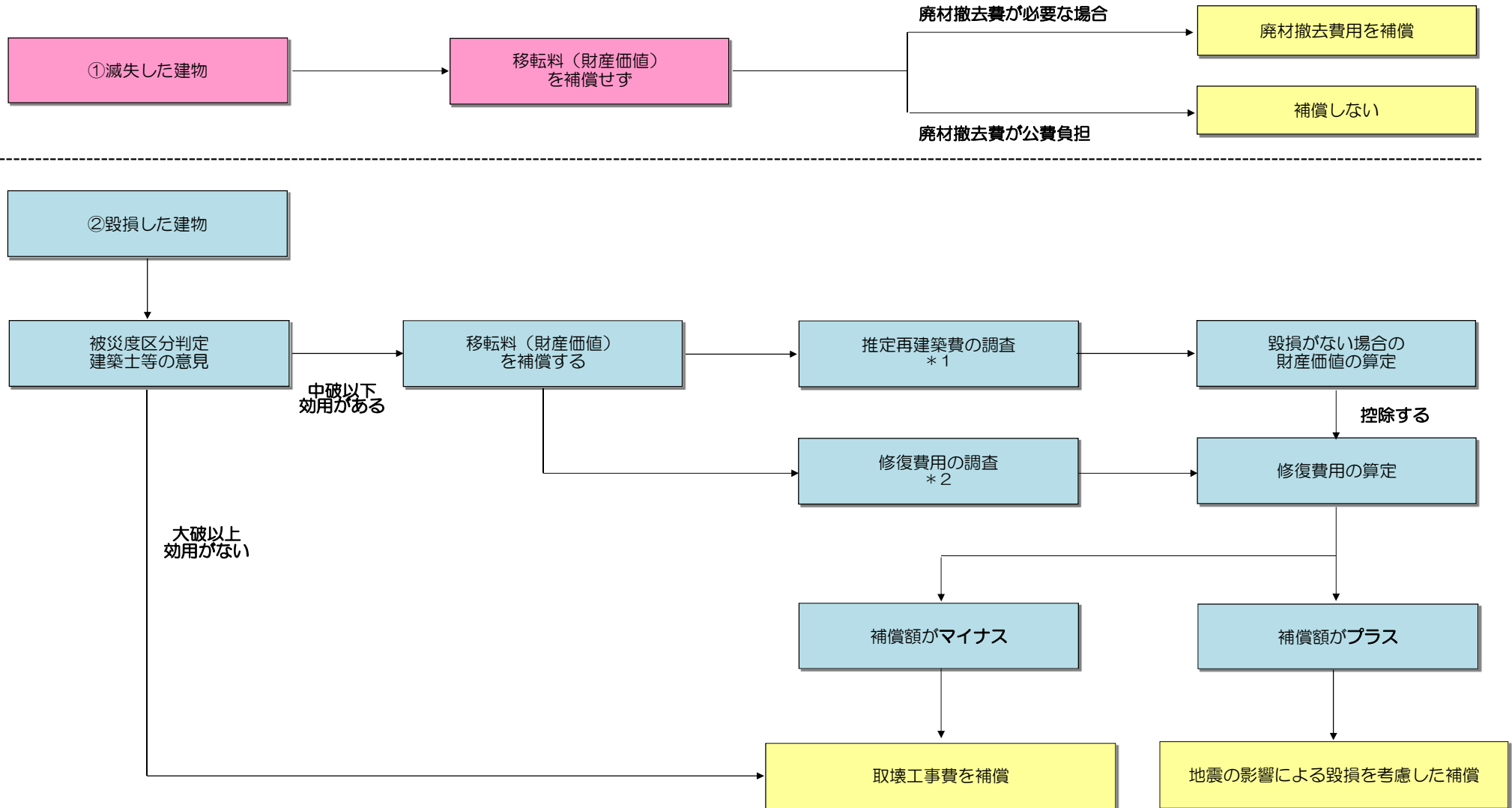
別記9



歩掛対応案

「用地調査等業務委託に関する積算基準 第6建物等調査 6工作物の調査 (4)立竹木の調査算定」の規定値。補正無し。

# 被災建物等の補償認定標準フロー



\* 1 建物移転料算定要領（案）による調査算定に再築補償率を乗じる

\* 2 工損事務処理要領等及び用地調査等業務共通仕様書による原状回復に要する費用算定のための調査

## 建物等解体工事費等算定要領（案）

### 木造建物

#### 適用範囲

原則として建物延面積が350㎡以下の木造建物〔I〕について適用できるものとする。また、これ以外の木造建物については、当該要領の主旨に準じ別途専門業者等の見積もりによることができるものとする。

#### 算定の考え方

木造建物の解体工法は分別機械解体を標準とするものとする。

廃材運搬費については、再資源化施設又は処分先の廃棄物処理業許可施設までの距離を勘案し適正に算定するものとする。

廃材処分費は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第16条に規定する特定建設資材廃棄物については、当該法律の主旨に鑑み「国土交通省令」又は都道府県条例で定める距離内に再資源化施設が存する場合は当該施設での取扱種類毎処分単価、特定建設資材廃棄物以外の資材及び当該距離以内に再資源化施設が存しない場合については、当該解体工事が行われる建物が存する地域の最寄りの産業廃棄物処理業許可業者より、取扱種類毎の処分単価を調査の上、適正に計上するものとする。

#### 1. 解体純工事費

解体純工事費については、原則として次式の算定式によるものとする。

$$\text{解体純工事費} = \text{解体直接工事費} + \text{共通仮設費} (\text{解体直接工事費} \times 3\%)$$

$$\text{解体直接工事費} = \text{建物(上屋)解体工事費} + \text{基礎解体工事費} + \text{建築設備解体工事費}$$

##### (1) 建物（上屋）解体工事費

建物（上屋）解体工事費は、次式により算出するものとする。

$$\text{建物解体工事費} = \text{延べ床面積} \times \text{単価} (\text{規模別} \cdot \text{用途別})$$

##### (2) 基礎解体工事費

基礎解体工事費は、各種別毎に次式により算出するものとする。

$$\text{【布基礎解体】} = \text{布基礎長 (m)} \times \text{単価}$$

$$\text{【べた基礎解体】} = \text{底盤施行面積 (㎡)} \times \text{単価}$$

$$\text{【束石解体】} = \text{認定数量 (ヶ所)} \times \text{単価}$$

\*布基礎立上げ加算がある場合には、次式により算定するものとする。

$$\text{布基礎解体工事費} = \text{布基礎長 (m)} \times \{ \text{布基礎解体単価} + \text{高さ加算単価} \}$$

高さ：「A1」部分の高さが標準規格以上に施工されている場合には、0.1m (10 cm) を単位として加算するものとする。

### (3) 建築設備解体工事費

建設設備解体工事費は、次式により算出するものとする。

$$\text{建築設備解体工事費} = \text{種別} \cdot \text{規格} \cdot \text{形状別数量} \times \text{単価}$$

\* 共通仮設費については、構内再築等で建築における共通仮設が共用できる場合については計上しないものとする。

## 2. 廃材運搬費

廃材運搬費は、次の方法により算出するものとする。

また、各廃材については、最寄り再資源化施設又は最寄り産業廃棄物処理施設が同じ場合でも、組成別に台数を認定するものとする。

$$\text{廃材運搬費} = \text{組成別認定台数} \times \text{運搬単価 (車両別} \cdot \text{距離別)}$$

組成別認定台数： 組成別認定廃材量 ÷ 表4 (積載量)

組成別認定廃材量： 表1 (標準排出量) × 表2 (規模・用途別補正率)

\* 屋根葺材は、次式により算定するものとする。

表1 (標準排出量) × 表2 (規模・用途別補正率) × 表3 (建物階層面積補正率)

表1 標準木造建物の廃棄物排出量 (100 m<sup>2</sup>当たり)

単位：m<sup>3</sup>

組成組	木くず	がれき類	金属くず	屋根葺材	ガラス	廃プラ	混 廃	石膏ボード	床仕上材
排出量	46.0	19.5	8.5	5.5	0.5	3.5	12.0	4.5	1.5

注1) 残存基礎撤去 (地上高のみ) の場合は、がれき類の標準排出量を 4.9m<sup>3</sup> (1/4 程度) とする。

注2) 上記認定値については建築設備を含む。

注3) 建物調査で存しないことが明白な組成があっても控除はしないものとする。

注4) 屋根葺材及び床仕上材はすべて瓦及び畳として認定しそれぞれの処分費用を調査・算定するものとする。

注5) 建物が複数棟ある場合は、1棟毎に組成表を適用するものとする。



表2 建物規模別・用途別補正率表

建物規模 延べ面積	I	II	III	IV	V	VI	VII
	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 180 m <sup>2</sup> 未満	180 m <sup>2</sup> 以上 250 m <sup>2</sup> 未満	250 m <sup>2</sup> 以上
専用・併用・共同住宅	0.37	0.59	0.79	1.00	1.21	1.49	1.91
店舗・事務所	0.31	0.49	0.66	0.80	0.97	1.15	1.47
工場・倉庫	0.26	0.40	0.53	0.64	0.77	0.83	0.99

注) ガレキ類(コンクリートガラ)については「一階床面積」、その他は「延床面積」が対象面積となる。

表3 建物階層別面積規模補正率表

階層別比率 % (1F延面積/全体延面積)	100%	90%以上	80%以上	70%以上	60%以上	総二階建
補正率	1.00	0.92	0.82	0.72	0.63	0.52

注1) 中二階のある建物においては、延べ面積に中二階面積は算入しない。

注2) 平屋建ては補正なし。

表4 運搬車両別積載量

単位: m<sup>3</sup>/台

区分	木くず	ガレキ	金属屑	屋根葺材	ガラス	廃プラ	混合廃材	石膏ボード	床仕上材
4 t 車① (基本)	10.5	3.3	7.4	3.2	2.7	4.6	4.0	3.8	4.1
2 t 車② (①×2/4)	5.3	1.7	3.7	1.6	1.4	2.3	2.0	1.9	2.1
8 t 車③ (①×8/4)	21.0	6.6	14.8	6.4	5.4	9.2	8.0	7.6	8.2
10 t 車④ (①×10/4)	26.3	8.3	18.5	8.0	6.8	11.5	10.0	9.5	10.3

注1) 4 t 車を基本とし、当該地域の道路事情等及び搬入先までの距離により運搬車両を認定する。

注2) 運搬台数の端数については、0.5 未満は2 t 車、0.5 以上は4 t 車1 台に認定する。  
この場合の小数点以下の端数処理については、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)まで計上する。

注3) 処分の廃棄物処理区分により、各廃棄物を混合して処分できるもの(瓦・ガラス・廃プラスチック・混合廃材・石膏ボード)は、合わせて運搬・処理できるものとする。

### 3. 廃材処分費

廃材処分費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{廃材処分費} = \text{組成別廃材量} \times \text{処分単価}$$

\* 処分単価が重量制の場合、表5の廃棄物重量換算表により換算を行うものとする。

表5 廃材組成別重量換算表

廃材種別	m <sup>3</sup> /t	廃材種別	m <sup>3</sup> /t	廃材種別	m <sup>3</sup> /t
木くず	4.76	屋根葺材	1.33	混合廃材	1.23
ガレキ	0.88	ガラス	1.74	石膏ボード	2.57
金属屑	13.67	廃プラ	13.39	床仕上げ材	7.56

### 4. 諸経費

解体純工事費及び廃材運搬費については諸経費の対象となるものとし、構内再築等同一敷地内で並行的に解体工事が行われる等、建築工事と解体工事が客観的にみて同一の施工者に発注される場合（一発注単位）については①によるものとし、それ以外の場合については②によるものとする。

①  $(\text{建物純工事費} + \text{解体純工事費} + \text{廃材運搬費}) \times \text{諸経费率}$

②  $(\text{建物純工事費}) \times \text{諸経费率}$  ,  $(\text{解体純工事費} + \text{運搬費}) \times \text{諸経费率}$

## 非木造建物

### 適用範囲

原則として非木造建物〔I〕について適用できるものとする。

また、これ以外の非木造建物については、当該要領の主旨に準じ別途専門業者等の見積もりによることができるものとする。

### 算定の考え方

非木造建物の解体工法は分別機械解体を標準とするものとする。

廃材処分費及び廃材運搬費については、前記木造建物に準じ、以下によるものとする。

#### 1. 解体純工事費

解体純工事費については、原則として次式の算定式によるものとする。

$$\text{解体純工事費} = \text{解体直接工事費} + \text{共通仮設費（共通仮設費率表）}$$

$$\text{解体直接工事費} = \text{く体解体工事費} + \text{基礎解体工事費} + \text{内部造作等解体工事費} + \text{建築設備解体工事費}$$

##### (1) く体解体工事費

く体解体工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{く体解体工事費} = \{ \text{当該建物く体の全体量} - (\text{1階床面積} \times \text{基礎コンクリート統計数値}) \} \times \text{単価}$$

##### (2) 基礎解体工事費

基礎解体工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{基礎解体工事費} = \text{基礎く体解体費} + \text{根切費} + \text{埋戻し費}$$

$$\text{【基礎く体解体費】} = \text{基礎く体解体量} \times \text{単価}$$

$$\text{【根切費】} = \{ (\text{根切統計数値} \times \text{1階床面積}) - \text{基礎く体解体量} \} \times \text{単価}$$

$$\text{【埋戻し費(仮置土使用)】} = \{ (\text{根切統計数値} \times \text{1階床面積}) - \text{基礎く体解体量} \} \times \text{単価}$$

$$\text{【埋戻し費(購入土使用)】} = \text{基礎く体解体量} \times \text{単価}$$

\* 基礎く体解体量は、基礎コンクリート統計数値に捨てコンクリート統計数値を加算した数値に1階床面積を乗じたものとする。

\* 建物の一部の基礎を解体する場合には、解体を必要とする一階床面積を上記計算式の一階床面積に置き換えるものとする。

### (3) 内部造作等解体工事費

内部造作等解体工事費は、各部位（造作・小屋組・外壁・間仕切等）の区分により、次の方法により算出するものとする。

$$\text{内部造作等解体工事費} = \text{各部位別解体面積} \times \text{単価}$$

### (4) 建築設備解体工事費

建築設備解体工事費は、次式により算出するものとする。

$$\text{建築設備解体工事費} = \text{種別} \cdot \text{規格} \cdot \text{形状別数量} \times \text{単価}$$

## 2. 廃材量の認定

非木造建物の解体に伴い排出される廃材量は、次表を標準とする。

### 鉄骨造

(単位：m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>、有価材のみ t/m<sup>2</sup>)

用途	延面積 組成名	延面積								
		50㎡未満	50㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
住宅	木くず	0.20					0.17	0.14	0.08	0.05
	コンクリート	統計数量値（コンクリート）×3.73								
	金属くず	統計数量値（鉄骨〔t〕）×1.82								
	廃プラスチック	0.064								
	石膏ボード	0.042	0.036	0.033	0.029	0.027	0.024	0.02	0.018	
	ガラス・陶磁器	0.007					0.011		0.015	0.019
	混合廃棄物	0.15	0.17	0.2	0.22	0.27	0.32	0.37	0.42	0.45
	たたみ	0.016		0.014				0.012		
	有価材（鉄骨）	統計数量値（鉄骨〔t〕）×0.88								

### 鉄骨造

(単位：m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>、有価材のみ t/m<sup>2</sup>)

用途	延面積 組成名	延面積								
		50㎡未満	50㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
店舗 事務所	木くず	0.14	0.11		0.08			0.05		
	コンクリート	統計数量値（コンクリート）×4.16								
	金属くず	統計数量値（鉄骨〔t〕）×1.72								
	廃プラスチック	0.048								
	石膏ボード	0.024		0.027	0.029		0.031	0.033	0.036	0.038
	ガラス・陶磁器	0.007	0.003							
	混合廃棄物	0.22			0.25			0.27		
	たたみ	0.014	0.012	0.010		0.009		0.007		
	有価材（鉄骨）	統計数量値（鉄骨〔t〕）×0.87								

## 鉄骨造

(単位：m<sup>3</sup>/㎡、有価材のみ t/㎡)

用途	延面積 組成名	50㎡未満	50㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
		工場 倉庫	木くず	0.031	0.025	0.022	0.02	0.017	0.014	0.011
	コンクリート	統計数量値(コンクリート)×4.54								
	金属くず	統計数量値(鉄骨[t])×1.17								
	廃プラスチック	0.016								
	石膏ボード	0.002			0.004			0.009		0.011
	ガラス・陶磁器	0.003								
	混合廃棄物	0.075		0.10			0.12		0.15	
	有価材(鉄骨)	統計数量値(鉄骨[t])×0.84								

## 鉄筋コンクリート造

(単位：m<sup>3</sup>/㎡)

用途	延面積 組成名	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上	
		住宅	木くず	0.17		0.14		0.11		0.08
	コンクリート	統計数量値(コンクリート)×2.54								
	金属くず	統計数量値(鉄骨[t])×3.93								
	廃プラスチック	0.112								
	石膏ボード	0.011			0.009			0.006		
	ガラス・陶磁器	0.011								
	混合廃棄物	0.20		0.22		0.25		0.27		
	たたみ	0.021								

## 鉄筋コンクリート造

(単位：m<sup>3</sup>/㎡)

用途	延面積 組成名	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上	
		店舗 事務所	木くず	0.25	0.20	0.14	0.11	0.08	0.05	0.02
	コンクリート	統計数量値(コンクリート)×2.54								
	金属くず	統計数量値(鉄骨[t])×3.93								
	廃プラスチック	0.224	0.176	0.144	0.112	0.08	0.064	0.048	0.032	
	石膏ボード	0.045			0.022					
	ガラス・陶磁器	0.011		0.007			0.003			
	混合廃棄物	0.20		0.22		0.25		0.27		
	たたみ	0.012	0.01		0.009			0.007		

### 軽量鉄骨造

(単位：m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>、有価材のみ t/m<sup>2</sup>)

用途	組成名	延面積						
		50m <sup>2</sup> 未満	50m <sup>2</sup> 以上 100m <sup>2</sup> 未満	100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未満	1000m <sup>2</sup> 以上
住宅	木くず	0.85	0.37	0.22	0.11	0.05	0.02	
	コンクリート	統計数量値 (コンクリート) × 2.94						
	金属くず	統計数量値 (鉄骨 [t]) × 2.10						
	廃プラスチック	0.048						
	石膏ボード	0.027	0.031	0.033	0.038	0.047	0.049	
	ガラス・陶磁器	0.007			0.003			
	混合廃棄物	0.27	0.22	0.17	0.15	0.12	0.10	0.07
	たたみ	0.038	0.019	0.014	0.009	0.005	0.003	0.001
	有価材 (鉄骨)	統計数量値 (鉄骨 [t]) × 0.88						

### 軽量鉄骨造

(単位：m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>、有価材のみ t/m<sup>2</sup>)

用途	組成名	延面積						
		50m <sup>2</sup> 未満	50m <sup>2</sup> 以上 100m <sup>2</sup> 未満	100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未満	1000m <sup>2</sup> 以上
店舗 事務所	木くず	0.34	0.20	0.14	0.08	0.05	0.02	
	コンクリート	統計数量値 (コンクリート) × 4.98						
	金属くず	統計数量値 (鉄骨 [t]) × 2.10						
	廃プラスチック	0.048				0.032		
	石膏ボード	0.033	0.029	0.027	0.024	0.022	0.020	
	ガラス・陶磁器	0.007						
	混合廃棄物	0.15				0.12		0.10
	有価材 (鉄骨)	統計数量値 (鉄骨 [t]) × 0.88						

### 軽量鉄骨造

(単位：m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>、有価材のみ t/m<sup>2</sup>)

用途	組成名	延面積						
		50m <sup>2</sup> 未満	50m <sup>2</sup> 以上 100m <sup>2</sup> 未満	100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未満	1000m <sup>2</sup> 以上
工場 倉庫	木くず	0.08	0.05				0.02	
	コンクリート	統計数量値 (コンクリート) × 5.55						
	金属くず	統計数量値 (鉄骨 [t]) × 2.10						
	廃プラスチック	0.016						
	石膏ボード	0.002				0.004		
	ガラス・陶磁器	0.003						
	混合廃棄物	0.12						
	有価材 (鉄骨)	統計数量値 (鉄骨 [t]) × 0.88						

- 備考 1. 本表は、非木造建物一棟毎に適用する。  
 2. 本表に記載している統計数量値とは、参考掲載2「非木造建物調査積算要領」による統計数量を基に算定した数値のことである。

- 1) コンクリートの統計数量値は、鉄骨造及び軽量鉄骨造では〔土木（基礎）関係統計数量表〕の工種「基礎コンクリート」、鉄筋コンクリート造では〔く体コンクリート量等関係統計数量表〕の種別「コンクリート」を基に算定した数値である。
- 2) 金属くずの統計数量値は、鉄骨造及び軽量鉄骨造では〔く体鉄骨量関係統計数量表〕の「鉄骨量」、鉄筋コンクリート造では〔く体コンクリート量等関係統計数量表〕の種別「鉄筋」を基にした数値である。
- 3) 有価材（鉄骨）の統計数量値とは、鉄骨造及び軽量鉄骨造の〔く体鉄骨量関係統計数量表〕の「鉄骨量」を基にした数値である
3. 金属くずには有価材（鉄骨）を除く鉄骨、アルミを含む。  
有価材を除く鉄骨とは、非木造建物を構成する鉄骨総量の20%をいう。  
鉄骨総量とは統計数量に含まれないデッキプレート、材料、製品、工具等の収納棚、歩行（点検）路等の造作及び仕上に係る鉄骨等を加算したものである。
4. コンクリートには、統計数量に含まれない土間コンクリート、仕上に係るコンクリート等を含む。
5. 明らかに存在しない組成（例：たたみ）は計上しないものとする。
6. 複合用途の非木造建物の場合は、原則として、最も床面積の広い用途の表を適用するものとする。
7. 本表は非木造建物の地中部分（基礎部分）を含むものであり（栗石、地階は除く。）、基礎撤去等の義務を課さない場合には、以下により求めた値を差し引くものとする。
  - 1) 鉄骨造及び軽量鉄骨造  

$$\text{コンクリート数量 (m}^3\text{)} = (\text{基礎コンクリート} + \text{捨てコンクリート}) \times 2.02 \text{ (空隙率)}$$

$$\text{金属くず数量 (m}^3\text{)} = (\text{基礎コンクリートの鉄筋数量 [t]}) \times 3.45 \text{ (重量換算値)}$$
  - 2) 鉄筋コンクリート造  

$$\text{コンクリート数量 (m}^3\text{)} = (\text{基礎コンクリート} + \text{捨てコンクリート}) \times 2.02 \text{ (空隙率)}$$

$$\text{金属くず数量 (m}^3\text{)} = (\text{基礎コンクリートの鉄筋数量 [t]}) \times 3.45 \text{ (重量換算値)}$$
  - 3) 土間コンクリート等、統計数量に含まれないもの  
 設計数量×組成別空隙率（金属くずの場合は重量換算値）
8. 本表になじまない非木造建物は、別途算定するものとする。
9. 有価材（鉄骨）は、鉄骨総量の80%を計上している。
10. 本表で算出された廃棄物排出量は、建物解体工事による空隙を含むみかけの容積（有価材〔鉄骨〕は除く。）であり、非木造建物の空隙率又は重量換算値は次表のとおりである。

重量換算単位：m<sup>3</sup>/t

組成名	木くず	ガレキ類	金属くず	屋根葺材	ガラス	廃プラ	混合廃棄物	石膏ボード	床仕上材
空隙率	2.86	2.02	-	-	3.90	16.07	2.50	2.26	1.81
重量換算値	-	-	3.45	-	-	-	-	-	-

### 3. 廃材運搬費

廃材運搬費は、次の方法により算出するものとする。

また、各廃材については、最寄り再資源化施設又は最寄り産業廃棄物処理施設が同じ場合でも、組成別に台数を認定するものとする。

$$\text{廃材運搬費} = \text{組成別認定台数} \times \text{運搬単価（車両別・距離別）}$$

組成別認定台数： 組成別認定廃材量 ÷ 1台当たり積載量

※1台当たり積載量は、前記「木造建物 2. 廃材運搬費 表4  
運搬車両別積載量」による。

組成別認定廃材量： 「2. 廃材量の認定」による。

### 4. 廃材処分費

廃材処分費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{廃材処分費} = \text{組成別廃材量} \times \text{処分単価}$$

※処分単価が重量制の場合は、次表により換算を行うものとする。

重量換算単位：m<sup>3</sup>/t

組成名	木くず	ガレキ類	金属くず	屋根葺材	ガラス	廃プラ	混合廃棄物	石膏ボード	床仕上材
重量換算値	4.76	0.88	3.45	1.33	1.74	13.39	1.23	2.57	7.56

## 工 作 物

工作物の新設又は移設に伴い生じる廃材については、廃材運搬費及び廃材処分費を計上するものとし、以下により算出するものとする。

### 1. 廃材量の認定

廃材量の認定については、別途定める「工作物廃材量組成一覧表」によるものとする。ただし、これに掲載がない工作物又はこれによることが実態に合わない認められる移転対象工作物については、当該移転対象工作物の調査数量から求めた廃材組成毎の設計数量に、次表の空隙率又は重量換算値を乗じて得た数量によるものとする。



重量換算単位：m<sup>3</sup>/t

組成名	木くず	ガレキ類	金属くず	廃プラ	混合廃棄物
空隙率	2.86	2.02	-	16.07	2.50
重量換算値	-	-	3.45	-	-

## 2. 廃材運搬費

建物の移転工法が再築工法の場合であって、建物と同時に移転する工作物についての廃材運搬費は、建物の組成別廃材量に工作物の組成別廃材量を加算して算出するものとし、諸経费率算出後に建物の廃材量と工作物の廃材量を総廃材量に対する割合で按分し、それぞれに諸経費を加算した上で移転料計算表に計上するものとする。

なお、単独で支障となる工作物又は建物が存する場合であっても再築工法以外の工法で移転する場合の工作物の廃材運搬費に係る諸経费率については附帯工作物における諸経费率の例による。

## 3. 廃材処分費

廃材処分費は、建物の組成別廃材量に工作物の組成別廃材量を加算して算出するものとし、建物の廃材量と工作物の廃材量を総廃材量に対する割合で按分し、それぞれの移転料計算表に計上するものとする。

## 県別補正率の適用

建物の「解体直接工事費」については、別に定める「県別補正率」を乗じるものとする。

## 解体工事費等計算表

解体工事費等の算定に当たっては別添第 10 表及び第 11 表により算出するものとする。